

---

---

監 査 委 員 公 表

---

---

那 監 公 表 第 4 号  
平 成 26 年 7 月 15 日

|         |   |   |   |    |
|---------|---|---|---|----|
| 那覇市監査委員 | 新 | 城 | 和 | 範  |
| 同       | 宮 | 里 | 善 | 博  |
| 同       | 翁 | 長 | 俊 | 英  |
| 同       | 亀 | 島 | 賢 | 二郎 |

平成 25 年度行政監査の結果に対する措置について（公表）

平成 26 年 3 月 3 日付け那監公表第 6 号の監査結果に関する報告に基づき講じた措置等について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び教育長から通知があったので、次のとおり公表します。

## 平成 25 年度 行政監査の結果に伴う措置状況について

### 市民文化部

#### ○ 市民生活安全課

(整理番号 1) (那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金、348 万 1,000 円)

(整理番号 2) (スクールゾーン委員会交通安全対策事業補助金、239 万 6,691 円)

##### 共通事項

##### 1 補助金の種別について (注意事項)

那覇市交通安全市民運動推進協議会及びスクールゾーン委員会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、個別事業に係る経費であり、那覇市の補助金等に関する基本指針における団体運営費補助とは思われない。

補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

##### □ 注意事項に関する措置

平成 26 年度分から事業費補助として取り扱います。

(整理番号 4) (那覇・豊見城地区防犯協会補助金、189 万 2,485 円)

(整理番号 5) (那覇・豊見城地区交通安全協会補助金、75 万 9,799 円)

##### 共通事項

##### 2 補助金の支出科目について (注意事項)

那覇・豊見城地区防犯協会及び那覇・豊見城地区交通安全協会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、その金額の算定方法は、人口を基準に南部市町村会において決定されている。

法令によって定められて支出するものではないが、行政として義務的要素が強い団体負担金と思われるので、補助金ではなく負担金として取扱うよう検討されたい。

##### □ 注意事項に関する措置

補助金の支出科目については、負担金として取り扱えるよう検討したいと考えておりますが、南部市町村会により補助額（負担額）が決定される団体は、他課で担当する団体もあるため、当課のみでは判断できないところがあります。

したがって、平成 27 年度実施計画策定の段階で、企画及び財政担当と調整いたします。

#### ○ まちづくり協働推進課

(整理番号 13) (小学校区コミュニティモデル事業、総額 265 万 8,832 円)

##### 1 飲食代の支出について (注意事項)

石嶺小学校区まちづくり協議会（モデル事業）に交付する補助金は、小学校区を 1 つのエリアとした地域に存在する各団体・個人の主体的な連携と地域課題解決への取り組みを支援するために交付されるものである。補助事業終了後に提出された領収書等を確認したところ、役員会、懇親会等に「飲食代」として支出されているのが散見された。補助金額 80 万円に対し、24 万 1,590 円が「飲食代」として支出

されており、30.2%の割合となっている。

「飲食代」を補助対象経費として支出する場合には社会通念上、妥当な範囲内となるよう具体的に補助金交付要綱に明記するように検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

まちづくり協議会に対する補助金については、平成 26 年度も継続することとなり、指摘の件につきましては、食糧費に関する規定を盛り込んだ要綱改正を致します。

2 実績報告書に係る審査について（是正事項）

石嶺小学校区まちづくり協議会（モデル事業）の収支決算書を確認したところ、本来は活動事業費とされるべき経費が事務運営費に分類されていた。

所管課においては、実績報告書に添付された領収証等の証拠書類を確認し、適切な支出であるか否かを審査されたい。

□ 是正事項に関する措置

実績報告書や領収書等の証拠書類を確認し、適切な支出であることを確認するとともに、収支決算書に記載する費目等について適切に記載するよう指導して参りたいと思います。

3 補助金交付要綱の見直しについて（注意事項）

那覇市校区まちづくり協議会モデル実施要綱第 8 条第 4 項の規定は、事務運営費から活動事業費への流用については、モデル事業であることから柔軟に対応できるようにするため、市長の承認を得ないでこれを行うことができる旨規定されている。

しかしながら、当該補助金事業の適正な執行を図る観点から、那覇市補助金等交付規則第 6 条第 1 項第 1 号の趣旨に立ち戻って、事業変更申請書等で市長の承認を得ることができるよう当該要綱の見直しを検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

モデル事業としての自由度を保ちつつ、補助金における適正な手順を守る為の要綱改正を前年に行うことにより見直しを終えております。今後は、事業執行においても適宜、適切な指導に努めて参りたいと考えております。

○ 文化振興課

（整理番号 17）（文化協会助成事業、180 万円）

実績報告書に係る審査について（是正事項）

那覇市文化協会に交付している育成事業補助金は、事務局職員の人件費に充当されている。事業終了後に提出されている収支決算書の審査は行われているが、その裏付けとなる給与明細書の確認がされていなかった。

実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

今後は、人件費に充当されている部分についても、給与明細書や社会

保険料等の納付書の写しを添付させ、確認を行うようにいたします。

## ○ 文化財課

(整理番号 50) (新垣家住宅保存整備事業、803 万 3,393 円)

交付申請書等への受付印の押印漏れ及び交付申請手続等の事務の遅延について  
(注意事項)

国指定の重要文化財である新垣家住宅の保存整備に係る補助金として所有者に対し交付されている。交付申請書、実績報告書等の補助事業者から提出されたすべての文書に受付印の押印漏れがあった。那覇市文書取扱規程第 15 条では、文書について、文書主任は、収受印を押印のうえ、事務担当者に配布する等をして速やかに処理させなければならないと規定されている。交付申請等の事務手続について、適切に執行されたい。

また、平成 24 年 4 月 9 日に終了している賃貸借補助は、文化庁との調整が遅れたことにより、交付申請等の手続きが平成 25 年 3 月 26 日からスタートし、交付額確定通知が平成 25 年 4 月 9 日になっている。事業費補助は、事業終了後、速やかに交付手続等を行い、適切な事務の執行に努められたい。

## □ 注意事項に対する措置

今回の指摘を受け、那覇市文書取扱規程の遵守を課内に周知しました。受付印押印漏れの不備については確認体制を整え、適切な事務処理が実行できるよう努めます。

また、賃貸借補助の遅れは、文化庁との調整の遅れによるものですが、今後は、交付申請から交付決定まで一連の事務処理を円滑かつ適正に執行できるよう努めます。

## 経済観光部

## ○ 商工農水課

(整理番号 28) (企業立地促進奨励助成事業、1,019 万 365 円)

(整理番号 29) (那覇商工会議所事業費助成、324 万円)

(整理番号 30) (日本商工会議所青年部第 32 回全国大会おきなわ那覇大会事業費補助金、300 万円)

(整理番号 31) (障がい者雇用安定化推進事業、166 万 7,000 円)

(整理番号 33) (若年者雇用安定化推進事業、72 万円)

## 共通事項

### 1 受付印の押印について (注意事項)

補助金交付申請書及び実績報告書のほとんどに受付印の押印がない。那覇市文書取扱規程第 15 条第 1 号において、文書主任は、課に直接到達した文書に収受印を押印のうえ、事務担当者に配布する旨の規程があるので当該規定を遵守されたい。

## □ 注意事項に対する措置

今後は収受文書の受付印（収受印）押印については、那覇市文書取扱規定に基

づいた事務手続きが速やかに実行できるよう、文書主任含め、全職員で共通認識をもち、収受印押印の徹底を図るとともに、当該規則に基づき十分な注意を払って事務処理を進めて参ります。

(整理番号 28) (企業立地促進奨励助成事業)

## 2 補助金の種別について (注意事項)

企業立地促進奨励助成事業 (平成24年度実績 6 社) は、雇用の拡大と産業の振興を目的に那覇市内に新たに事務所等を賃借、建設した企業等に対し助成を行うものである。

当該補助金は、団体運営費補助として交付されているが、補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

### □ 注意事項に対する措置

団体運営補助として報告、位置づけを行っていましたが、その性質や事務処理の方法は、従業員の雇用人員の確認、事務所の賃貸料等に関する額に応じ補助金額を確定するなど、事業補助の性質により従前より実施しておりました。

平成 25 年度行政監査での指摘を受け、今後は、事業費補助として位置づけ、取り扱いを行ってまいります。

(整理番号 29) (那覇商工会議所事業費助成)

(整理番号 34) (補助金 (団体補助)) (那覇市商工業振興奨励補助金、28 万 2,000 円)

## 3 (1) 補助金の種別について (注意事項)

那覇商工会議所事業費助成及び団体補助 (沖縄県中小企業団体中央会) に対する補助金は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱第 2 条 (補助の対象) に基づき商工業振興事業に要する経費としてそれぞれ昭和 50 年及び昭和 52 年から今日まで長期間にわたり団体運営費補助として交付している。補助金等に関する基本指針は、団体運営費補助について、自立できるまでの一定期間、運営費に対して補助されるべきであるとして事業費補助への移行を示している。

よって、当該 2 団体に対する補助金については、事業を個別に勘案し、事業費補助として交付するよう検討されたい。

### □ 注意事項に対する措置

平成 25 年度行政監査での指摘に基づき、今年度から、団体補助 (沖縄県中小企業団体中央会) については、沖縄県中小企業団体中央会事業費助成に名所変更し、あわせて、那覇商工会議所事業費助成と同様に、事業費補助へ移行しております。

## (2) 実績報告書に係る審査について (是正事項)

実績報告書には、実施した事業概要及び対象経費の収支決算書が添付されており、審査は実績報告書に記載された収支などの数値が正しいものとして計数確認を行っている。

補助金の額の確定に当たっては、実績報告書の審査を行う上で必要な領収

書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に対する措置

平成 25 年度実績報告書より、補助金対象事業費に係る収支報告書、領収書等の証拠書類の添付と、それに基づく確認を実施しております。

## 福祉部

### ○ 福祉政策課

(整理番号 19) (那覇市社会福祉協議会補助金、6,783 万 8,426 円)

#### 1 実績報告書に係る審査について (是正事項)

地域福祉活動を目的とする事業の推進を促し、地域福祉の推進を図るため、那覇市社会福祉法人の助成に関する条例第 2 条に基づき、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に交付する補助金である。

実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に対する措置

那覇市社会福祉協議会の那覇市補助事業の平成 24 年度の「収支計算書」「総勘定元帳」「仕訳帳」「支出伝票」「収入伝票」「預金残高証書」「請求書」「領収書」「振込証明書」等を照合した結果、適正に処理されていることを確認しました。

(整理番号 20) (那覇市民生委員児童委員連合会補助金、2,238 万 8,000 円)

#### 2 補助金の充当先及び実績報告書に係る審査について (是正事項)

本市の地域福祉を支える当該団体へ補助することで、民生委員活動が活性化することにより、本市の地域福祉の向上を図ることを目的として交付している。

補助金の充当先費目が、明確にされていないため、実績報告での履行確認が適切に行われていない。充当先費目を明確にされ、実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に対する措置

那覇市民生委員児童委員連合会の那覇市補助事業の平成 24 年度の「収支計算書」「総勘定元帳」「支出伝票」「収入伝票」「請求書」「領収書」「振込証明書」等を照合した結果、計数は一致していることを確認しました。

なお、今後の予算書及び決算書については、補助金の充当先費目が明確になるよう様式の変更を依頼しました。

(整理番号 21) (那覇市地域福祉基金助成事業、1,062 万 8,687 円)

#### 3 補助金の充当先及び実績報告書に係る審査について (是正事項)

地域における在宅福祉、健康・生きがづくり等、保健福祉の向上を目的として、社会福祉に係る活動実績のある団体が実施する事業に対する補助金である。平成 24 年度は、24 団体の交付先に補助金を交付している。実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

また、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第 4 条に基づき補助対象経費として食糧費が認められているが、事業支出総額に占める食糧費の割合が高いと思

われる事業が見受けられた。食糧費については、使途が適切であるか領収書等による確認を行うとともに、食糧費のあり方、交付要綱の見直しも含め検討されたい。

□ 是正事項に対する措置

平成 25 年度の補助対象団体については、実績報告書及び領収書等を詳細に確認し、補助金額の確定通知を行いました。

那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第 4 条の補助対象経費の食糧費については、「1 人あたり飲料代 200 円、食事代 600 円以内とし、懇親会に対する費用は対象外とする」と補足規定を追加し、食糧費の範囲を明確にしました。また、謝礼金、旅費、備品購入費等についても補足規定を追加しました。

平成 26 年度以降については、補助金の交付決定をした補助予定団体に対し説明会を開催し、実績報告書の作成要領、領収書等の添付、保管等をあらかじめ周知するとともに、使途の適正化に努めていきたいと考えております。

○チャージんじゅう課

(整理番号 24) (那覇市シルバー人材センター運営補助金、1,354 万 6,000 円)

実績報告書に係る審査について (是正事項)

高齢者が就業を通して生きがいの発見や社会参加を図ることを目的とし、高齢者就業機会確保事業等の運営補助として交付している。

実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

監査委員からの指摘を受け、4 月 7 日当該団体事務所において、平成 25 年度決算の領収書等証拠書類の確認を行い、概ね適正に処理されていることを確認しました。

○障がい福祉課

(整理番号 26) (那覇市身体障害者福祉協会運営補助金、100 万円)

補助金の種別及び実績報告書に係る審査について (是正事項)

身体障がい者の福祉の向上を図るため、那覇市身体障害者福祉協会に対する団体補助として交付している。本市の補助金等に関する基本指針では、団体運営費補助は、通算 3 年程度で見直すものと示されており、今後、団体運営費補助か事業費補助かの補助金の種別のあり方について検討されたい。また、実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

「那覇市身体障害者福祉協会に対する補助金」につきまして、団体運営補助として交付いたしております。しかしながら、ご指摘にありますように、要綱にある補助団体としての交付対象の見直し、もしくは事業費補助かの種別のあり方につきましては、平成 27 年度の予算要求に向けて内部で調整してまいります。

次に、平成 25 年度実績報告における書類確認の実施につきましては、5 月 21 日に、元帳を確認し、適切に執行されていることを確認いたしました。

## 健康部

### ○ 健康増進課

(整理番号 8) (保健衛生団体補助) のうち、以下の 2 補助金

(整理番号 8 - 1) (沖縄県ゆうな協会団体運営補助金、59 万 9,832 円)

(整理番号 8 - 3) (デンタルフェア事業開催補助、62 万円)

#### 共通事項

#### 1 実績報告書に係る審査について (是正事項)

補助対象事業の履行確認は、提出された実績報告書で行っているが、その際、所管課による領収書等の証拠書類による確認は行われていない。

那覇市補助金等交付規則第 13 条では、補助金等の額の確定について、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により調査をするよう規定されている。所管課による領収証等の証拠書類による審査を行い、実効性のある実績報告の調査確認を実施されたい。

#### □ 是正事項に関する措置

沖縄県ゆうな協会団体運営補助金については、平成 26 年度から領収書等の証拠書類の審査を行います。デンタルフェア事業開催補助については、平成 24 年度分から領収書等の証拠書類の審査を致しました。今後においても、領収書等の証拠書類の審査を実施してまいります。

(整理番号 8) (保健衛生団体補助) のうち、以下の 2 補助金

(整理番号 8 - 1) (沖縄県ゆうな協会団体運営補助金)

(整理番号 8 - 4) (那覇看護専門学校運営補助金、150 万円)

#### 共通事項

#### 2 補助金の事務処理について (注意事項)

補助金交付団体からの実績報告書が遅れたことにより、補助金確定通知書への遡及押印が行われている。公印の遡及押印は好ましいことではなく、交付団体に対し実績報告書を早めに提出するよう指導されたい。

また、補助対象事業期間等の見直しを行い、年度内に事務処理が完結できるようにされたい。

#### □ 注意事項に関する措置

沖縄県ゆうな協会と那覇看護専門学校へは、平成 25 年度実績報告分から期限内提出を指導した結果、年度内に事務処理を完結しております。今後も年度内に事務処理を完結してまいります。

(整理番号 8) (保健衛生団体補助) のうち、以下の 1 補助金

(整理番号 8 - 1) (沖縄県ゆうな協会団体運営補助金)

#### 3 補助金の支出科目について (注意事項)

沖縄県ゆうな協会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、金額の算定方法は、人口を基準に沖縄県市長会において、県内の全市に対し、決定されている。



法令によって定められて支出するものではないが、行政として義務的要素が強く、補助金ではなく負担金として取扱うよう検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

沖縄県ゆうな協会については、平成 27 年度より団体運営費補助から負担金へと取り扱ってまいります。

(整理番号 8) (保健衛生団体補助) のうち、以下の 1 補助金

(整理番号 8 - 2) (那覇市献血推進協議会事業補助金、37 万 8,641 円)

4 補助金の種別について (注意事項)

那覇市献血推進協議会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、献血思想の普及啓発、安定的な安全血液の確保等の事業を検討するために設置された組織であり、那覇市の補助金等に関する基本指針における団体運営費補助とは思われない。補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市献血推進協議会への補助金については、平成 27 年度より団体運営費補助から事業費補助として取り扱ってまいります。

(整理番号 8) (保健衛生団体補助) のうち、以下の 1 補助金

(整理番号 8 - 3) (デンタルフェア事業開催補助)

5 補助金の種別について (注意事項)

デンタルフェア事業への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、イベント開催のための補助金であり、那覇市の補助金等に関する基本指針における団体運営費補助とは思われない。補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

デンタルフェア事業への補助金については、平成 27 年度より団体運営費補助から事業費補助として取り扱ってまいります。

## こどもみらい部

○ こども政策課

(整理番号 40) (地域組織活動育成事業、176 万円)

母親クラブへの補助金交付について (注意事項)

那覇市地域組織活動育成事業補助金 (11 団体) は、児童館と連携して活動する母親クラブに対し、児童館活動の充実及び児童福祉の向上を目的に交付するものであり、団体運営費補助となっている。補助金等に関する基本指針では、補助金の交付は原則として事業費を対象に補助されるべきであるとされている。母親クラブの支出のほとんどが事業費となっているので、事業費補助として補助金を交付するよう検討されたい。

また、補助金の使途として弁当など食糧費としての支出が多く見受けられる。補助金の飲食代への支出については、社会通念上、妥当な範囲内となるよう具体的に補助金交付要綱に明記するように検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、団体運営費補助から事業費補助への移行を進めてまいります。また、補助金の対象経費について、補助金交付要綱等の整備を検討してまいります。

## 建設管理部

○ 道路管理課

(整理番号 45) (私道整備補助金、494 万 8,000 円)

(1) 補助金執行の確認について (注意事項)

私道整備補助金 (4 団体) は、私道整備を行う市民に対し、工事に要する費用の 90 % 以内を補助金として交付するものであるが、交付された補助金が、補助金を交付された市民から工事請負業者に対し、支払われたかの確認がされてない。

補助金が適正に執行されたかを確認するため、領収書等を提出させるなどの措置を講じられたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、工事請負代金の領収書の写しを提出させることにより支払いの確認をいたします。

(2) 整備した私道の維持管理の履行確認について (注意事項)

私道整備補助金交付要綱第 11 条で、「補助事業の参加者は、この要綱による補助金の交付を受けて整備した私道の機能を損なわないように維持管理を行わなければならない」と規定しているが、その維持管理の確認がされてない。同要綱に規定された整備後の私道の維持管理について、適切な履行確認をされたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、整備した私道の継続的維持管理を行ってもらえるように、補助事業の参加者へ事業の周知を行います。また、適宜に私道整備箇所については、現場を確認いたします。

## 議会事務局

○ 議会事務局庶務課

(整理番号 9) (政務調査費、4,293 万円)

政務調査費 (現政務活動費) の事務処理について (是正事項)

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第 6 条第 2 項において、議長は、提

出された収支報告書に領収書等証拠書類の写しを添えて、市長に送付するものとされているが、送付されていない。

当該規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

政務調査費（現政務活動費）の収支報告書の市長送付については、収受先となる市長部局の所管課について総務課等と調整し、所管課は総務課に決定しました。

つきましては、那覇市政務活動費の交付に関する規程に基づき、平成 25 年度交付から実施することとし、今後は当該規程を遵守してまいります。

## 生涯学習部

### ○生涯学習課

（整理番号 6）（育英事業、564 万 6,000 円）

（整理番号 7）（那覇市 P T A 連合会運営補助金、197 万 6,000 円）

#### 共通事項

#### 補助金の交付事務について（注意事項）

那覇市育英会補助金交付要綱及び那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱において、交付申請があったときは速やかに当該申請の内容審査を行い、交付決定をしたときは、申請者に通知するものとするとしている。しかし、実際は交付申請から交付決定まで約 1 ヶ月を要している。交付団体の事業運営に支障がないように、速やかに交付決定事務を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

交付決定事務の遅延は、担当者の認識不足の他、補助金交付申請後の書類の不備による再提出等が大きな原因であります。平成 25 年度は平成 24 年度に比べ短縮しておりますが、那覇市 P T A 連合会においては 15 日、那覇市育英会においては 22 日を要しています。今後、担当職員への周知、申請受付時の書類チェックを徹底し、より一層速やかな交付決定事務が実施できるよう努めます。

### ○青少年育成課

（整理番号 42）補助金（那覇市青少年健全育成市民会議、357 万 2,000 円）

（整理番号 43）補助金（那覇市青年団体連絡会、153 万円）

（整理番号 44）補助金（日本ボーイスカウト沖縄県連盟運営補助金、8 万 3,000 円）

#### 共通事項

#### 1 実績報告書に係る審査について（是正事項）

那覇市生涯学習振興費補助金は、生涯学習団体が実施する生涯学習振興事業経費等を補助し、総合的な生涯学習の振興を図ることを目的としたものであり、交付先は、那覇市青少年健全育成市民会議、那覇市青年団体連絡会、一般財団法人ボーイスカウト沖縄県連盟となっている。補助金額の確定に当たっては、実績報告書及び収支精算書を審査しているが、支出金額を証する領収書等の証拠書類による確認を行っていない。

実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行われた

い。

□ 是正事項に対する措置

監査委員からの指摘を受け、平成 25 年度の実績報告に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行い、適正に処理されていることを確認しました。

(整理番号 43) 補助金（那覇市青年団体連絡会）

2 補助金の種別について（注意事項）

那覇市青年団体連絡会への生涯学習振興費補助金については、団体運営費補助となっており、補助金の使途は、事務局運営費（事務局報酬費等 30 万円）と活動費（イベント等事業費 123 万円）となっている。

補助金等に関する基本指針では、補助金の交付は原則として事業費を対象に補助されるべきであるとされている。事業費補助として補助金を交付することについて検討されたい。

□ 注意事項に対する措置

那覇市青年団体連絡会は、市内の青年団体の連携を図り、その助長発展につとめると共に、那覇市の発展に寄与することを目的としております。その目的達成のために市や地域社会のニーズに応えながら、これまで青年会関連の育成援助、研修会、文化行事等の活動を行ってきました。近年、構成会員の世代交代や人員不足による活動衰退が目立ってきているため、その活性化や事務局体制の強化が急務となっており、現段階では団体補助を行うことが適切であると考えております。連絡会の活動が安定した後に事業費補助を検討していく考えです。

○市民スポーツ課

(整理番号 47)（那覇市体育協会運営補助金、457 万 1,000 円）

補助金の種別について（注意事項）

那覇市体育協会運営補助金は、市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツの普及・振興を図り、市民の体育文化の発展に寄与する目的で NPO 法人那覇市体育協会へ平成 15 年度から団体運営費補助として交付されている。

また、同法人は、那覇市の体育施設（市民体育館、漫湖市民庭球場、首里石嶺プール）の指定管理者として、平成 18 年度から指定されている。

当該補助金の種別のあり方について、交付団体の組織、年間事業計画、補助対象経費等の内容を那覇市補助金等交付規則の趣旨、目的に照らし合わせて再検証し、事業費補助への移行を含めて検討されたい。

□ 注意事項に対する措置

NPO 法人那覇市体育協会へ交付している那覇市体育協会運営補助金の収支決算書においては、当該補助金は、県民体育大会費とスポーツ少年団育成費へ充当されており、事実上、事業費補助となっています。

補助金等に関する基本指針を踏まえ、当該補助金については平成 27 年度以降事業費補助へ移行することといたします。

## 学校教育部

### ○学校教育課

(整理番号 49) (那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金、363 万 8,950 円)

実績報告書に係る審査について(是正事項)

那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱に基づき、那覇地区中学校体育連盟に対し、団体運営費補助として交付されている。実績報告の審査について、実績報告書の添付書類として必要と思われる領収証等の証拠書類による確認を行っていない。那覇市補助金等交付規則第 13 条では、補助金等の額の確定について、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により調査をするよう規定されている。

実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行い、実効性のある審査を実施されたい。

### □ 是正事項に関する措置

今後実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行うようにいたします。平成 25 年度当該事業の実績報告書に関しては、平成 26 年 3 月 31 日那覇市教育委員会において、事業関係者を呼び、領収書等の証拠書類による確認を行ったところです。